

令和2年第1回湖西市議会臨時会

議 案 書

議案一覧表

(令和2年第1回湖西市議会臨時会)

議案番号	件名
議案第 32 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 33 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 34 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 35 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 36 号	湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 37 号	令和2年度湖西市一般会計補正予算（第1号）
議案第 38 号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

16 番 中 村 博 行

17 番 神 谷 里 枝

令和 2 年 4 月 28 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

日程第 2

会期の決定

今期臨時会の会期は、本日 1 日間とする。

令和 2 年 4 月 28 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 32 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 2 号

湖西市条例第 13 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によつて」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に改め、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 10 条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同項を

同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項を削り、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

15 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 2 第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項を同条第 21 項とする。

附則第 11 条の 2 第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定並びに附則第 13 条及び第 15 条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（令和元年湖西市条例第 25 号）の一

部を次のように改正する。

第 4 条のうち、湖西市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の湖西市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 54 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について

適用する。

- 4 新条例第 74 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 7 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 湖西市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年湖西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

（湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年湖西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。
附則第 2 条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 3 条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 3 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

（湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年湖西市条例第 29 号）の一

部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(湖西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 湖西市税条例等の一部を改正する条例（平成31年湖西市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

議案第 33 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 3 号

湖西市条例第 14 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 4 項の前の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項及び第 5 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は

法」を「又は」に改める。

附則第 6 項から第 8 項までの規定中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 9 項の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の湖西市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 13 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

議案第 34 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 4 号

湖西市条例第 15 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 27 条中「610,000 円」を「630,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同条第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同条第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（そ

の額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。) の 3 分の 2 に相当する金額 (その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第 7 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 10 前項に規定する者が、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 11 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6 項から第 11 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第 36 号

湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

湖西市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に係る事務）

6 市は次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 前号に掲げる事務に付随する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,910,038 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	繰入金	947,570	200,038	1,147,608
	1 基金繰入金	947,556	200,038	1,147,594
	歳入合計	21,710,000	200,038	21,910,038

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	611,070	150,038	761,108
	1 商工費	611,070	150,038	761,108
13	予備費	50,000	50,000	100,000
	1 予備費	50,000	50,000	100,000
	歳出合計	21,710,000	200,038	21,910,038

議案第 38 号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,643,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 28 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	3,969,076	10,000	3,979,076
	2 県補助金	3,969,076	10,000	3,979,076
	歳 入 合 計	5,633,800	10,000	5,643,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,869,312	10,000	3,879,312
	6 傷病手当諸費	0	10,000	10,000
	歳 出 合 計	5,633,800	10,000	5,643,800

議案第 39 号

「議案第 37 号 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算
(第 1 号)」に対する附帯決議案

十分な実態調査を行ったうえで本補正予算を執行すること、また、市独自の支援策を早急に講ずることを強く要望する。

令和 2 年 4 月 28 日

湖 西 市 長 宛

静岡県湖西市議会